

【資料 18】

6 林政利第 172 号

令和 7 年 3 月 21 日

〇〇県木材利用担当部長 殿

林野庁林政部木材利用課長

都道府県が整備する公共建築物における木材利用の実績調査について（依頼）

日頃より、森林・林業・木材産業行政の推進に当たり、御理解、御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年10月に、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大した「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」が施行され、公共建築物について、民間建築物を牽引すべく、より一層の木材利用の取組を進めていく必要があります。

こうした中、国では、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく措置の実施状況を公表するため、毎年度、国が整備した公共建築物の木材利用の実績について調査を行い、各省庁が整備した施設のうち、木造化されなかった個別の施設についてその理由を検証する等の取組を実施してきたところ、国が整備した公共建築物のうち、基本方針の「積極的に木造化を促進するもの」の木造化率は、令和 4 年度実績で初めて100%となりました。

各都道府県におかれましても、都道府県方針等に基づき、自らが整備する公共建築物の木造化・木質化の推進や、市町村や民間事業者への働きかけなど、積極的な取組を推進いただいているところですが、公共建築物における木材利用の取組の一層の推進を図るため、都道府県が自ら整備した公共建築物の木造化率等についても調査し、公表したいと考えております。

つきましては、別添作業要領により調査結果を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。御多忙のところ大変恐縮ですが、御協力よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：林野庁林政部木材利用課

木造公共建築物促進班 日向、瀬戸

都道府県が整備する公共建築物の木造化率に係る調査について

1. 調査の目的及び内容

令和3年10月に、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大した都市の木造化推進法が施行され、公共建築物について、民間建築物を牽引すべく、より一層の木材利用の取組を推進していく必要があります。このため、各都道府県が整備する公共建築物の木材利用状況について把握し、その木造化率を公表することとします。

(1) 調査対象

令和6年度における都道府県が整備する公共建築物の木材利用実績。

(2) 提出物

別添【調査様式】のとおり。なお、提出に当たっては、ファイル名を【都道府県番号+都道府県名】に変更してください。

例：【01 北海道】R6 都道府県が整備する公共建築物の木材利用実績.xlsx

2. 回答方法

別添様式に記載の上、以下の宛先にメールにて提出願います。

林野庁 木材利用課 建築物木材利用促進グループ

E-mail : mokuza_i_mokuzo@maff.go.jp

3. 提出期限

令和7年12月24日（水） 17時

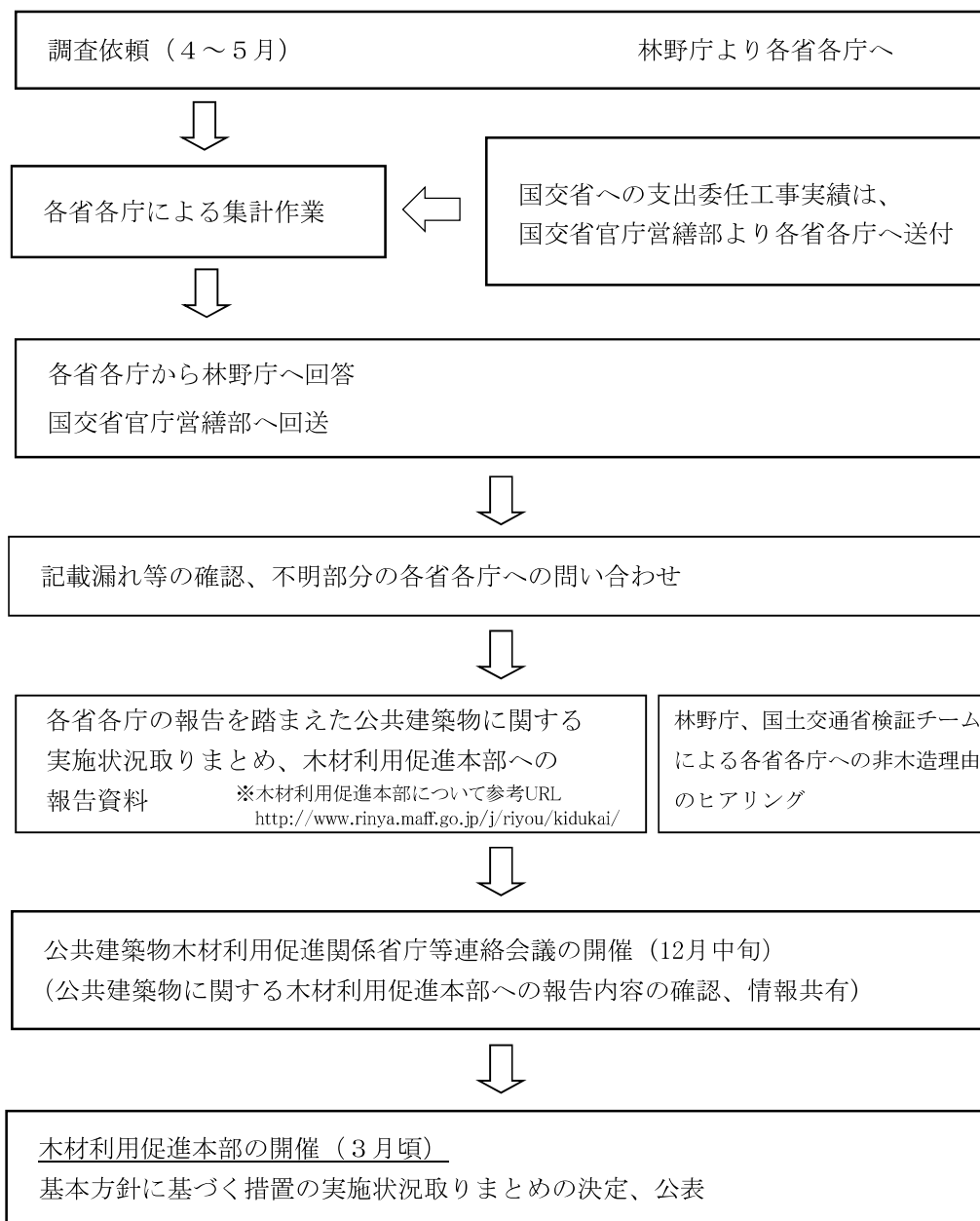
4. 留意事項

- ・ 木造化率については、棟数ベースとし、各都道府県の都道府県方針で「積極的に木造化を促進するもの」等として規定しているものを分母として算出いただくこととします。すでに各都道府県で同様の調査を行い、別の方法で木造化率を算出されている場合も、この考え方にに基づき算出願います。
- ・ 国が整備した公共建築物の木造化率の調査方法を添付いたしますので、各都道府県の木造化率の算出にあたってご参考になしてください。
- ・ 詳細について、追加照会をさせていただく場合があります。
- ・ 木造化率の公表については、木材利用促進本部が、毎年公表する「建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況」に掲載することを想定しています。

担 当：林野庁林政部木材利用課
木造公共建築物促進班 日向、瀬戸
電 話：03－（6744）－2626

国が整備した公共建築物の木材利用実績の調査方法

【フロー図】



【調査対象】

国が整備する公共建築物のうち、前年度中に完成した以下に示す建築物

- 新営建築物（新築、増築、改築）（以下「新築等」と記す。）の全て
木造化又は内装等の木質化を行っていない建築物も含む。
- 模様替（改修等を含む。）を行った建築物のうち、内装、建具、外装等
に一部でも木質材料を使用したもの。

【木造化率の算出】

国が整備し完成した公共建築物のうち、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている公共建築物(※)における木造化された公共建築物の割合を棟数ベースで算出。

【検証チームによる検証の内容】

前年度に国の機関が整備した、基本方針において積極的に木造化を促進することとされている公共建築物のうち、各省各庁において木造化になじまない等と判断し木造化されなかった公共建築物について、各省各庁に対して理由等のヒアリング等を実施し、その結果を踏まえ、検証チームの見解として、「木造化が困難であったもの」と「木造化が可能であったもの」に分類。

※ 基本方針において積極的に木造化を促進するとされている公共建築物

- ・国が整備した公共建築物（新築等）から、以下に示すものを除いたもの。
 - コストや技術の面で木造化が困難であるもの
 - 当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの
 - （例示）①災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
 - ②刑務所等の収容施設
 - ③治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
 - ④危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等
 - ⑥博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設
-
- ・ただし、令和3年度末までに設計に着手しているもの又は基本計画等を公表しているものにあつては、以下を除いた低層の建築物
 - 建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物
 - 当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの
- （例示）①災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ②刑務所等の収容施設
- ③治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ④危険物を貯蔵又は使用する施設等
- ⑤伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
- ⑥博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

●都道府県が整備した公共建築物の木材利用の実績

- ・都道府県が整備した公共建築物について、令和6年度の木材利用実績を記入願います。
- ・木造化率は、棟数ベースとし、各都道府県の都道府県方針で「積極的に木造化を促進するもの」等として規定しているものに対し、木造化したものの割合とします。
- ・すでに各都道府県で別の方法で木造化率等を算出している場合でも、上記の考え方にに基づき算出いただきますようお願いいたします。
- ・木造化とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいいます（建築物における木材の利用の促進に関する基本方針より）。

番号	都道府県	(1)	(2)	(3)-①	(3)-②	(4)	備考
		都道府県が整備した公共建築物のうち木造化した棟数	都道府県が整備した公共建築物の木造化率（%）	(2)の分母の数	(2)の分母に含まれる公共建築物の概要 （都道府県方針で「積極的に木造化を促進するもの」等としている公共建築物の概要）	木造化及び木質化による木材使用量（m ³ ）	
記載例	国	79	100	79	国が整備した公共建築物（新築等）から、以下に示すものを除いたもの。 ○コストや技術の面で木造化が困難であるもの ○災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの。 ただし、令和3年度末までに設計に着手しているもの等にあつては、以下を除いた低層の建築物 ○建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物。 ○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの。	4,668	特筆すべきことがあれば記載ください。

○都道府県担当者の情報	記入欄		記入欄
担当者名（主）		担当者名（副）	
所属		所属	
メールアドレス		メールアドレス	
電話番号（ダイヤルイン）		電話番号（ダイヤルイン）	